社労 think NEWS（併設 社労士家村事務所）

－2020年　10月号－

〒101-0022
東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701
TEL 03-3256-4864　FAX 03-3256-4865
E-mail k@iemura.jp URL https//sr-wakariyasuku.com/

～事務所宣言～　私たちは男女がともに安心して子育てをし、仕事に打ち込める社会を目指します

雇用調整助成金の特例は 12 月まで延長

経済上の理由により休業した事業主に対して、休業手当相当額を助成する**雇用調整助成金**について、9 月 30 日までだった特例措置が、今年 **12 月 31 日まで延長**されることが決まりました。特例措置の内容は、高い助成率や要件緩和など、<u>すべて</u>**引き続き延長**となります。

令和 3 年 1 月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮して改めて判断することとされています。

標準報酬月額の特例改定も延長

令和 2 年 4 月から 7 月までの新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、標準報酬月額を早く変更できる**特例改定**について、**8 月から 12 月までの休業**についても特例改定ができることになりました。

要件や手続きの概要は、6 月 26 日の臨時事務所ニュースの内容とほぼ同じです。

受付期間は 10 月 5 日（月）から令和 3 年 3 月 1 日（月）までですが、給与事務や年末調整等への影響を最小限にするため、できるだけ速やかに提出してください。

詳細については、弊所までお問合せください。

e-Gov 電子申請のサービス停止期間について

総務省から、**11 月の e-Gov 更改に伴う電子申請サービスの停止**について案内がありました。

11 月 18 日（水）12：00～24 日（火）9：00（予定）の間、電子申請や公文書の取得など、<u>全てのサービスの利用ができなくなります</u>。

この間に手続きが発生する場合には、24 日以降の対応とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、あらかじめご了承ください。

副業・兼業ガイドライン改定

厚生労働省が平成 30 年 1 月に策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が今年 9 月に改定されました。秋号の事務所ニュースでお知らせした「複数就業者に対する労災保険法の施行」に合わせた改定です。

改定後のガイドラインでは、副業・兼業を行う場合に労働者及び使用者が留意すべき義務として、**①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業避止義務、④誠実義務**を挙げ、その説明を追加しました。

労働時間の通算については、複数の事業場の労働時間を通算する場合、しない場合を明確に整理しました。

労働時間管理については、従来の方法のほかに、簡便な労働時間管理の方法（「**簡易モデル**」）を示しました。

具体的には、副業・兼業の開始前に、先に契約していた会社の法定時間外労働と副業・兼業先の労働時間の上限を設定し、合計が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内になるようにすることによって、他社の実労働時間を把握しなくても労働基準法を遵守できる、としています。

健康管理については、**使用者の指示により**副業・兼業を開始した場合には、**通算した**労働時間に基づき、長時間労働者に対する面接指導等の健康確保措置を実施することが適当である、と指摘しました。

弊所の体制について

弊所では緊急事態宣言解除後も、職員のシフトを見直し対応しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 09035225025 までお願いします。

Zoom や Webex 等にも対応しております。

弊所にお任せください。